

(1-2-04) 社会福祉法人熱海市社会福祉協議会  
登録ホームヘルパー就業規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この就業規則は、社会福祉法人熱海市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）に勤務する登録ホームヘルパー（以下「登録ヘルパー」という。）の勤務条件、服務規律、その他の就業に関し必要な事項を定めるものである。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法、その他の関係法令等の定めるところによる。

(適用の範囲)

第2条 この規則で登録ヘルパーとは、第4条に定める手続きを経て雇用された訪問介護（障害者自立支援法の居宅介護を含む）に従事し、1年以内の期間を定めて雇用される者で、正規職員、臨時職員、パートタイマー以外の者をいう。

(遵守義務)

第3条 本会の登録ヘルパーは、この規則等を遵守し相互に協力して業務の発展と勤務条件の向上に努めなければならない。

第2章 人 事

(採 用)

第4条 本会は、就業を希望する者から、選考の上、適当と認めた者を登録ヘルパーとして採用する。

2 採用が決定したときは、登録ヘルパーに対し採用通知書を交付する。

(採用時等の提出書類)

第5条 登録ヘルパーとして採用されることが決定した者は、速やかに次の書類を提出しなければならない。ただし、その必要を認めない場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 履歴書
- (2) 誓約書
- (3) 身元保証書
- (4) 健康診断書

(5) その他本会が必要と認める書類

- 2 前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、その都度書面でこれを届け出なければならない。

(試用期間)

第6条 新たに採用した登録ヘルパーについては、採用の日から2か月間を試用期間とする。ただし、特殊な技能または経験を有する者については、試用期間を短縮し、または設けないことがある。

- 2 前項の期間中に業務の遂行に支障があると認められる者については、雇用契約を解除することがある。
- 3 試用期間は勤続年数に算入する。

(勤務条件の明示)

第7条 本会の登録ヘルパーの採用に際しては、採用時の賃金、勤務時間、その他の勤務条件が明らかとなる書面及びこの規則の写しを交付して勤務条件を明示するものとする。

(雇用期間)

第8条 雇用期間は、1年以内とし、採用時に本人の希望を考慮の上、各人別に決定し、辞令で示すものとする。

- 2 前項の雇用契約は、本協議会の業務の必要及び本人の実績を考慮して更新することがある。
- 3 本協議会は、正規職員または臨時職員の採用に際して、現に登録ヘルパーとして在職する者であって、正規職員または臨時職員として雇用されることを希望する者に対してこれに応募する機会を優先的に与えるものとする。

(人事異動)

第9条 本協議会は、業務上必要がある場合は、登録ヘルパーの就業する場所または従事する業務の変更を命ずることができる。

### 第3章 服 務

(サービスの心得)

第10条 登録ヘルパーは、常に次の事項を守りサービスに精励しなければならない。

- (1) 本規則及び雇用契約で定められた事項を守り、上司の命令に従うこと。
- (2) 常に健康に留意し、明朗はつらつたる態度を持って勤務すること。
- (3) 常に品位を保ち、本会の名誉を害し信用を傷つけるようなことをしないこと。
- (4) 業務上の機密及び本協議会の不利益となる事項を他に漏らさないこと。
- (5) 業務を妨害し、または職場の風紀、秩序を乱さないこと。
- (6) 職務に関し、不当な金品の借用または贈与の利益を受けないこと。

(セクシュアルハラスメントの禁止)

第11条 相手方の望まない性的言動により、他の従業員に不利益や不快感を与えたり、就業環境を悪くすると判断されるようなことを行ってはならない。

(遅刻、早退)

第12条 登録ヘルパーがやむを得ない事由により遅刻、早退をするときは、速やかにサービス提供責任者に届けでなければならない。

(欠勤)

第13条 登録ヘルパーは、やむを得ない事由により欠勤しようとするときは、速やかにサービス提供責任者に届けでなければならない。

## 第4章 勤務

(勤務時間)

第14条 登録ヘルパーの勤務時間は、採用時に決定した1ヵ月間の目安勤務時間により、任用等通知書により示すものとする。

ただし、実際の勤務については、登録ヘルパーごとの月間目安勤務時間を参考に作成配布する1ヵ月間の勤務スケジュール表によるものとする。

なお、1ヵ月間の勤務時間として40時間、4週で160時間を越えないものとする。

(休日)

第15条 登録ヘルパーは、1週間のうち少なくとも1日以上の日を休ませるものとする。

2 本協議会は、業務上必要があるときは、前項の休日を他の日に振り替えることができる。この場合は少なくとも前日までに振り替える休日を指定して登録ヘルパーに通知する。

(時間外勤務・休日勤務)

第16条 本協議会は、原則として第15条で定める勤務時間を超えて勤務させ、または前条で定める休日に勤務させないものとする。ただし、業務の都合上、やむを得ない場合にはこの限りではない。

2 緊急やむを得ない場合に限り、本人の同意を得て所定労働時間を超えて勤務させることがある。

(年次有休休暇)

第17条 週の勤務日数が5日以上登録ヘルパーで、6カ月間継続勤務し、所定労働日数の8割以上出勤した者には、下表の日数の年次有休休暇を年度単位で与える。

継続勤務期間	6ヶ月	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

2 週の勤務日数が4日以下または年間所定勤務日数が216日以下であって、所定労働日数の8割以上出勤した者には、下表の日数の年次有休休暇を年度単位で与える。

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	勤務期間						
		6ヶ月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

3 年次有給休暇を請求しようとする者は、事前に申し出なければならない。ただし、請求された時期に年次有休休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合は、その時期を変更させることができる。

4 年次有休休暇により休んだ期間については、通常の賃金を支払う。  
賃金額は1日について、過去1年間（最初は6カ月間）の実績により、次の額とする。  
時間給の額 × (総労働時間数 ÷ 労働日数)

(社会保険の加入)

第18条 登録ヘルパーの社会保険の適用については、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の定めるところによる。

(賃金等)

第19条 登録ヘルパーの賃金は基本賃金、割増賃金、交通費、その他の賃金とする。

2 基本賃金は、時間給とし登録ヘルパー賃金表（別表1）、交通費及びその他の賃金は（別表2）によるものとする。

3 賃金等は、原則として前月1日から前月末日締め切りとし、正規職員の給与支給日に合わせて支給するものとする。

4 この規程に定める賃金等は、全部または一部を口座振替の方法により支払うことができる。ただし、次に掲げるものは、賃金等から控除して支払う。

(1) 所得税、社会保険料など法令により控除することが認められたもの。

5 登録ヘルパーの旅費等については、熱海市社会福祉協議会職員の給与及び旅費に関する規程第15条に基づき支給するものとする。

## 第6章 定年退職及び解雇

(定年)

第20条 定年は満60歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。

(再雇用)

第21条 前条の規定により退職する登録ヘルパーで、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、期間を定めて退職の日の翌日から65歳まで再雇用するものとする。

2 前項の雇用契約期間については1年更新とし、満65歳に達した日の属する年度の末日までを限度とする。

ただし、特別の事情がある場合に限り、満66歳に達した日の属する年度の末日まで雇用契約期間を延長することができる。

(退職)

第22条 登録ヘルパーが、次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日をもって退職の日とする。

(1) 定年に達したとき

(2) 死亡したとき

(3) 本人から退職の申し出があり、本協議会の承認があったとき

(4) 雇用契約において定めた雇用期間の終期が到来し、契約を更新しないとき。

2 登録ヘルパーが本人の都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までにその旨を本協議会に申し出なければならない。

(雇用契約終了の予告)

第23条 本協議会は、期間の定めのある雇用契約の更新により1年を超えて引き続き使用に至った登録ヘルパーについて、期間満了により雇用契約を終了させる場合には、少なくとも30日前にその旨を予告するものとする。

(解雇)

第24条 登録ヘルパーが次の各号の一に該当する場合には解雇することができる。

- (1) 勤務成績または業務能率が著しく不良で、業務に適さないと認められるとき。
- (2) 公務以外の理由で、心身または精神の障害により、職務に堪えることができな  
いと認められる場合。
- (3) 上司の指示命令に従わない等職場の秩序維持の上で適格性がないと認めたとき。
- (4) 事業の休廃止または縮小、その他事業の運営上やむを得ない事由により、登録  
ヘルパーの削減が必要となったとき。
- (5) その他前各号に準ずる程度のやむを得ない事由があるとき。

(解雇の予告)

第25条 前条により解雇する場合には、少なくとも30日前に本人に予告するか労働  
基準法第20条に規定する平均賃金の30日分の手当てを支給する。

## 第7章 安全衛生及び災害補償

(安全衛生の確保)

第26条 本協議会は、登録ヘルパーの安全衛生及び改善を図り、快適な職場環境形成  
のため必要な措置を講ずる。

2 登録ヘルパーは、安全衛生に関する法令及び本協議会の指示を守り、災害の防止疾  
病の予防に努めなければならない。

(災害時の措置)

第27条 登録ヘルパーは、災害の発生またはその危険を知ったときは、その状況に応  
じ臨機の措置をとるとともに、直ちに関係責任者に報告し、その指示によって行動し  
なければならない。

(健康診断)

第28条 本協議会は、登録ヘルパーに対し採用時及び毎年1回以上の健康診断を行う。  
ただし、特別の事情により健康診断を受けなかった者は、指定した医師の診断書を提  
出してこれに代えることができる。

- 2 前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する登録ヘルパーに対しては、特別の項目についての健康診断を行う。
- 3 健康診断の結果、必要と認められるときは、一定の期間、就業の禁止、就業時間の短縮、業務内容の変更、その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。

(病者の就業禁止)

第29条 他人に伝染するおそれのある疾病にかかっている者または疾病のため他人に害を及ぼすおそれのある者、その他医師が就業に不適切と認めた者は就業をさせない。

(災害補償)

第30条 登録ヘルパーが業務上の事由または通勤により負傷し、疾病にかかり、または死亡した時は、労働基準法及び労働者災害補償保険法に定めるところにより災害補償を行う。

ただし、本人の重大な過失によるときは労働基準監督署長の認定を受けて、補償を行わないことができる。

## 第8章 表彰

(表彰)

第31条 登録ヘルパーに対する表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について、会長がこれを行う。

- (1) 永年にわたって誠実に勤務し、勤務成績が優秀で他の模範となった者
- (2) 業務上有益な創意工夫、改善を行い本会の運営に貢献のあった者
- (3) 事故、災害等を未然に防止し、または非常に際し適切に対応し被害を最小限に止めるなど特に功労があった者
- (4) 社会的功績があり、本会及び職員の名誉となった者
- (5) その他前各号に準ずる功績または善行のあった者

2 前項の表彰は、表彰状をもってこれを行う。

## 第9章 懲戒

(懲戒の手續)

第32条 登録ヘルパーがこの規則又は本会の諸規定に違反したときは懲戒の処分を行う。

2 懲戒の処分は、その旨を記載した書面を当該登録ヘルパーに交付して行う。

(懲戒の種類・効果)

第33条 懲戒の種類・効果は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 始末書を取り将来を戒める
- (2) 減給 1回の事案に対する減給の額は、平均給料の1日分の半額とし、1か月における減給額の合計額は、その期間の給料総額の10分の1の範囲内とする
- (3) 停職 1日以上6月以下の期間職務を停止し、その期間はいかなるも給与を支給しない
- (4) 解雇 登録ヘルパーとしての身分を失う。この場合、労働基準監督署長の認定を受けたときは、第27条で定める予告手当を支給しない

(懲戒処分の基準)

第34条 懲戒処分の基準は職員に準じる。

(異議の申立)

第35条 懲戒を受けた登録ヘルパーが不当な処分を受けたと思うときは、決定後10日以内に理事会に対し異議申立を行うことができる。

- 2 前項の異議の申立があったときは、2週間以内に理事会の決定に付きなければならない。

(懲戒の手続)

第36条 登録ヘルパーがこの規則又は本会の諸規定に違反したときは懲戒の処分を行う。

- 2 懲戒の処分は、その旨を記載した書面を当該登録ヘルパーに交付して行う。

## 第10章 教育訓練

(教育訓練)

第37条 本会は、登録ヘルパーの資質並びに業務能率の向上を目的として、知識の習得や技術の向上を図るために各種研修会の機会を設けることとする。

## 第11章 損害賠償

(損害賠償)

第38条 登録ヘルパーが故意または重大な過失により、本会の財産に損害を及ぼしたときは、損害の全部又は一部を賠償させることができる。

附則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。  
 この規則は、平成23年4月1日から施行する  
 第21条第2項ただし書きの規定は、平成24年3月31日限りその効力を失う

附則 この規則は、平成25年5月29日から施行する。

別表1（第19条関係）

（基本賃金時間単価）	
資格	1時間あたりの単価
2級ヘルパー	1,200円
介護福祉士	1,250円

資格	（割り増し賃金時間単価）		
	早朝（午前6時 ～午前8時） 夜間（午後6時 ～午後10時） 通常の賃金に25%増	深夜（午後10時 ～午前6時） 通常の賃金に50%増	12月31日 ～1月3日 通常の賃金に35%増
2級ヘルパー	1,500円	1,800円	1,620円
介護福祉士	1,563円	1,875円	1,688円

その他の賃金時間単価		
担当者会議など	30分ごと	600円

別表2（第19条関係）

交通費	車利用の場合は@25円×走行距離を支給する。 ただし、交通機関利用の場合は実費交通費を支給する。
-----	---